第1回小金井市男女平等推進審議会

平成26年1月27日(月)午後7時~9時 場所:市民会館・萌え木ホールA会議室

次 第(案)

1 内容

- (1) 委員の委嘱について
- (2) 会長、副会長の互選について
- (3) 審議会の進め方について
- (4) 男女平等推進審議会(第6期)の審議内容について
- (5) その他

ア その他の審議内容について

2 配布資料

(1) 会議資料

- 資料1 第6期男女平等推進審議会委員名簿
- 資料2 審議会の進め方について(案)
- 資料3 男女平等推進審議会(第5期)提言書(写)
- 資料4 男女平等推進審議会開催経過
- 資料 5 企画政策課男女共同参画室の所管事業(平成25年度)

(2) 条例・規則・要綱

- 男女平等基本条例(第4次男女共同参画行動計画P70掲載) ※
- 男女平等基本条例施行規則 ※
- ・ 配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱(平成26年1月 改正)

(3) 冊子等

- · 第4次男女共同参画行動計画 ※
- 第3次行動計画推進状況調査報告書(平成24年度)※
- ・ 男女平等に関する市民意識調査(平成24年9月)※
- ・ 男女平等推進のための小金井市職員の意識調査報告書(平成24年6月)

※印の資料はお渡し済みのため、配付を省略させていただきます。お持ちでない場合はご連絡をお願いします。

【次回の会議予定】

平成26年7月~8月頃(日程調整の上、開催通知は別途送付します。)

資料1 小金井市男女平等推進審議会委員名簿

自平成26年1月23日 至平成28年1月22日

f	у-		全平成28年1月22日
区	分	氏	名
		おのでら ちづこ 小野寺 千鶴子	
		かとう ゆきえ 加藤 由喜枝	
公募	市民	せのうえ ゆき 瀬上 ゆき	
		はまの とものり 濱野 智徳	
		ふじた とよみ 藤田 とよみ	
	学 識 経 験 者	いづめ りえこ 井爪 利惠子	
		いのうえ えみこ 井上 惠美子	
学識紹		えんざ ちえ 遠座 知恵	
		かんだ まさみ 神田 正美	
		ほんがわ よしみ 本川 交	

(敬称省略) 名簿は各五十音順

男女平等推進審議会の進め方について (案)

1 会議について

- (1) 会議は、会長が招集する。(男女平等基本条例 第31条第1項)
- (2) 会議の成立は、委員の半数以上の出席をもって開催する。(同 第31条第2項)
- (3) 会議は、原則公開とするが、審議会の適正な運営に支障があるときは、非公開にできる。(同 第33条)

2 会議録の作成について

- (1) 会議録の作成方法について (協議事項)
 - ① 原則、全文記録とすることについて

(参考) 市民参加条例施行規則第5条

条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(2) 会議録作成作業について

ア 会議の内容は、原則録音し、業者委託によるテープ反訳を行う。

- イ 校正は、事務局による確認作業の後、各委員が発言部分の確認を行う。 委員の確認の内容は、差別用語、事実誤謬、個人名、名称の誤謬及び漢字の変 換ミス等とする。(修正については会長一任とする)
- ウ 各委員による確認作業終了後、会長が確認を行う。
- エ 確定した会議録は、市施設及び市ホームページで公開する。

(参考) 会議録の閲覧場所

企画政策課男女共同参画室、情報公開コーナー、議員図書室、図書館

- 3 傍聴及び意見用紙の取扱について(協議事項)
- (1) 傍聴の取扱については、以下のとおりとする。
 - ① 会議は、原則傍聴席を設けるものとする。
 - ② 傍聴者からの意見表明は、意見用紙により行う。(資料2-1意見用紙)
 - ③ 傍聴者からの意見表明について、会長判断により、必要に応じて審議会の参考とし、意見に対する質疑応答は行わない。
 - ※ 審議会の日程は、市報及びホームページに掲載します。

男女平等推進審議会傍聴者意見用紙

審議会を傍聴されて、ご意見がある方はこの用紙にご記入くだいただいたご意見は、会長判断により必要に応じて審議会の参なお、ご意見に対する質疑応答は行いませんので、ご理解、、	き考とさせていただきます
なお、ご意見に対する質疑応答は行いませんので、ご理解、	ご協力をお願いします。

小金井市市民参加条例施行規則(抜粋)(平成 16 年3月4日規則第6号)

(改正 平成 17 年2月 18 日規則第4号 平成 19 年3月 30 日規則第 29 号 平成 19 年9月 20 日規則 第 36 号 平成 21 年9月 30 日規則第 34 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市市民参加条例(平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第2条 条例第6条第1項に規定する市の会議とは、条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

第3条 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例(平成 14 年条例第 31号。以下「情報公開条例」という。)第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第4条 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称(附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容·発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

小金井市情報公開条例(抜粋) (平成 14 年9月 30 日条例第 31 号)

(改正 平成 14年 12月 19日条例第 39号 平成 18年3月 31日条例第 24号)

第2章 市政情報の公開

(市政情報の公開義務)

- **第5条** 実施機関は、市政情報の公開請求があったときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。) に対し、当該市政情報を公開しなければならない。ただし、当該市政情報に次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合は、公開しないことができる。
- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより,明らかに公開することができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、 又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められ るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 当該個人の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- イ 人の生命, 身体, 健康, 財産又は生活を保護するため, 公開することが一般に必要であると認められるもの
- (3) 法人その他の団体(国,独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。),地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康もしくは自然環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報
- ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報、その他公開することが公益上特に必要と認められる情報
- (4) 市政運営に関する情報であって、次に掲げるもの
- ア 市と国、独立行政法人等、地方独立行政法人、他の地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずることが明らかに認められるもの。ただし、当該事務又は事業の公正性、合理性を判断するために必要であると明らかに認められる情報は除く。
- イ 監査,検査,取締り又は試験に係る事務に関し,正確な事実の把握を著しく困難にすること,又は違法もしくは不当な行為を容易にし,もしくはその発見を著しく困難にすることが明らかに認められるものウ 契約,交渉又は争訟に係る事務に関し,市,国,独立行政法人等,地方独立行政法人又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害することが明らかに認められるもの
- (5) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかなもの

資料 3 (写)

平成25年12月20日

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市男女平等推進審議会 会長 井上 惠美子

男女共同参画推進のための提言

小金井市男女平等推進審議会(第5期)は、下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

記

- 1 審議の経過
- 2 提言
 - (1) 第4次男女共同参画行動計画の年次報告書の記載内容について
 - (2) 年次報告書に関する男女平等推進審議会と担当部局の意見交換について
 - (3) 今後の行動計画策定に向けて

1 審議の経過

小金井市男女平等推進審議会は、平成24年1月23日~平成26年1月22日の2年間の任期中に計13回の審議を行った。

任期の前半には、第1回(平成24年1月23日)に、小金井市長から 第4次男女共同参画行動計画について諮問を受けたことから、審議を重ね、 第10回(平成25年3月7日)に第4次男女共同参画行動計画(案)を 答申した。

任期の後半には、第4次男女共同参画行動計画の推進に向けて、第11回(平成25年7月8日)及び第12回(平成25年8月26日)に審議を行い、第13回(平成25年11月19日)に提言の取りまとめを行った。

2 提言

以下の3点について、提言する。

- (1) 第4次男女共同参画行動計画の年次報告書の記載内容について 第4次男女共同参画行動計画に「計画の進捗管理と評価の仕組みづくり」 を事業として掲げたことに基づき、第3次行動計画推進状況報告書(平成 24年度)を踏まえて、次のような改善をしてもらいたい。
 - ア 「男女共同参画の視点」から事業実施の効果が計れるよう、チェックポイントを設ける。第4次男女共同参画行動計画の4つの基本目標から、チェックポイントは以下の6点を基本とする。
 - ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 - ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 - ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 - ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 - ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境 づくり
 - ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進
 - イ 計画に掲げた各事業について、各課には具体的な実施内容を記載した上で、それぞれの内容について、「男女共同参画の視点」のチェックポイントの6側面から事業実施により効果があったと思われるものに関して、達成度に合わせて○印または◎印を選択し、その理由等につ

いて記載してもらいたい。

- ウ 「今後に残された課題と事業の方向性」の欄を設け、各事業の男女 共同参画の実現に向けた今後の課題や推進の方向性・考えなどを記載 してもらいたい。
- (2) 年次報告書に関する男女平等推進審議会と担当部局の意見交換について
 - ア 前年度の事業実施について各課が記入した年次報告書を6~8月頃に広く市民に公表すると同時に、男女平等推進審議会で検討して評価・意見を取りまとめ、毎年12月頃を目途に市にフィードバックし、各課のその後の事業の改善の参考にしてもらいたい。なお、このフィードバック資料は市民に公表するものとする。
 - イ 男女平等推進審議会と担当部局が双方向の理解を深め、計画の総合 的な推進体制の強化を図るために、必要に応じて、上記フィードバッ ク資料を利用して意見交換の場を設けてほしい。
- (3) 今後の行動計画策定に向けて
 - ア 計画の基礎資料となる意識調査の実施や行動計画の策定作業の際は、 男女平等推進審議会で十分な審議ができるよう、期間、開催回数は余 裕をもって組んでもらいたい。
 - イ また、計画策定の際は、男女平等推進審議会の委員や市職員が、基 礎的な知識や時代背景を理解するための機会を設けるなどして、十分 な検討に当たれるようにしてもらいたい。なお、第4次男女共同参画 行動計画は平成28年度までの計画期間となっているため、次期の男 女平等推進審議会におかれては、平成29年度以降の計画の検討を見 通した上で、審議に当たっていただきたい。

男女平等推進審議会開催経過

第5期						
1	平成24年 1月23日(月) 午前10時~正午	 4 委員の委嘱について 2 審議会の進め方について 	9人 (欠席1人)	傍聴者: 0 保育 : 0		
	市民会館・萌え木ホールA会議室	3 その他				
	2月6日 (月)	1 男女平等に関する意識調査について	10人	傍聴者: 0 保育 : 0		
2	午後2時~午後4時	2 (仮称) 第4次男女共同参画行動計画(案) 策定事業概要について	(欠席0)			
	前原暫定集会施設 B 会 議室	3 計画策定に関するスケジュール(案)について				
3	5月21日 (月)	1 男女平等に関する意識調査の結果について	9人 (欠席1人)	傍聴者:1 保育:0		
	午後2時~午後4時	2 (仮称) 第4次男女共同参画行動計画(案)の検討について				
	市民会館萌え木ホール A会議室	3 その他				
	6月18日 (月)	1 (仮称) 第4次男女共同参画行動計画 (骨子案) の検討について	9人 (欠席1人)	傍聴者:0 保育:0		
4	午後2時~午後4時	ア「第1章 計画の策定にあたって(案)」 の確認・検討 ・計画策定の趣旨 ・計画の位置づけ、性格、期間 ・男女共同参画に関わる動向				
	市民会館萌え木ホール A会議室	イ「第2章 計画の基本的な考え方(案)」 の確認・検討 ・基本理念(将来像)の新設について (検討) ・基本目標の表現について(検討) ・施策の体系(案)について				
		2 その他				
5	8月29日 (水)	1 (仮称) 第4次男女共同参画行動計画(案)の検 討について	9人 (欠席1人)	傍聴者:0 保育:0		
	午後2時~午後4時	ア (仮称) 第 4 次男女共同参画行動計画素案 (各論案) について				
	前原暫定集会施設B会 議室	2 その他				
	9月25日 (火)	1 (仮称) 第4次男女共同参画行動計画(案)の検討について	9人 (欠席1人)	傍聴者: 0 保育 : 0		
	午後6時~午後8時	① (仮称)第4次男女共同参画行動計画 (素案)の検討・確認 ア 基本理念の検討 イ 計画名称の検討				
	前原暫定集会施設B会 議室	2 その他				

-				
	10月22日 (月)	1 第4次男女共同参画行動計画(素案)の確認について	7人 (欠席3人)	傍聴者: 0 保育 : 0
7	午後2時~午後4時	2 パブリックコメント及び市民懇談会の実施について		
	市民会館・萌え木ホー ルA会議室	3 その他		
市民懇談会)	11月25日(日) 午後2時30分~午後4 時	1 第4次男女共同参画行動計画(素案)に関する市民懇談会	8人 (欠席2人)	参加者:14人 (女性11人、 男性3人)
	前原暫定集会施設A会 議室			保育・手話通 訳手配(利用 者なし)
8	<u>平成25年</u> 1月11日(金)	1 第4次男女共同参画行動計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する回答について	8人 (欠席2人)	傍聴者: 0 保育 : 0
	午後 6 時30分~午後 8 時30分	2 市民懇談会の実施結果について		
	前原暫定集会施設 B 会 議室	3 その他		
9	1月28日 (月)	1 第4次男女共同参画行動計画(素案)に関するパブリックコメントへの意見に対する回答(修正案)	9人 (欠席1人)	傍聴者:3 保育:0
	午後3時~午後5時第一会議室	について 2 その他		(意見シート
10	3月7日 (木)	1 第4次男女共同参画行動計画(案)について	8人 (欠席2人)	提出2人) 傍聴者:3 保育:0
	市民会館・萌え木ホールA	2 その他	()()m2)()	八月 . 0
11	7月8日(月)	1 男女共同参画施策の推進について (ア) 第4次男女共同参画行動計画の年次報告 のあり方について	9人 (欠席1人)	傍聴者:3 保育:0
	午後6時~午後8時第二庁舎801会議室	2 その他		(意見シート 提出2人)
	8月26日 (月)	1 男女共同参画施策の推進について (ア) 年次報告のあり方について	8人 (欠席2人)	傍聴者: 0 保育 : 0
12	午後6時~午後8時 市民会館・萌え木ホー ル	2 その他		
	11月19日(火)	1 第4次男女共同参画行動計画の推進について	8人 (欠席2人)	傍聴者:1 保育:0
	午後6時30分~午後8時30分	(ア) 男女共同参画推進のための提言(案) の検討について		
	市民会館・萌え木ホール	2 その他		

企画政策課男女共同参画室の所管事業(平成25年度)

1 男女平等意識の育成・啓発

(1) 男女共同参画シンポジウム

開催日:平成25年6月30日(日)開催済

テーマ: 「男女共同参画社会実現の先に~仕事と家庭、私たちの暮らしはどう変わ

るのか~」

講 師:杉尾秀哉 (TBS テレビ報道局解説・専門記者室長)

参加者:76人(女性55人、男性21人)、保育利用3人、優先席利用(手話通

訳) 2名

備 考:男女共同参画週間(6月23日~29日)の前後に開催

(2) 男女共同参画事業「こがねいパレット」開催

開催日:平成25年11月10日(日)開催済

実行委員:8人(女性5人、男性3人)

テーマ:ビューティフルママの時間割~子育てと仕事をおいしく Mix~

内容:アニメーション作家(若見ありさ)による講演・ワークショップ

参加者:53名(女性27名、男性14名、子ども12名)(講演会48名、ワー

クショップ53名)、保育利用:5名、優先席利用(手話通訳)なし

備 考:公募市民実行委員(活動期間:1年)と企画・準備・実施・記録集作成

(3) 情報誌「かたらい」発行

発行回数:年2回(概ね9月、3月)

編集委員:4人(女性3人、男性1人)

備 考:公募市民編集委員(活動期間:2年)と企画・取材・執筆・編集

(4)「女性のための再就職支援講座」開催

開催日:平成25年10月22日開催済

参加者:26人、保育利用5人

備 考:平成23年度から公益財団法人東京しごと財団と共催

(5)「女性総合相談」実施

実施日:金曜日午後

備 考:年47日×1日3人(年間141時間)のカウンセリング相談。日常のさ

まざまな悩みを相談する場として提供。保育手配可

(6) D V 防止パネル展

期 間:11月12日~11月25日

場 所:第二庁舎入口

備 考:平成24年度から女性に対する暴力をなくす運動期間に実施

(7) 国内研修事業参加に係る費用補助

東京都及び隣接する地域で実施する男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に 参加する市民に対し、参加費用の一部(参加費及び交通費の1/2)を補助する事業

(8) 男女平等都市宣言、男女平等基本条例の普及啓発

備 考:新成人に対して啓発冊子を配付

- 2 行動計画の推進
- (1) 行動計画推進状況調査の実施(年次報告)

備 考:男女平等基本条例第11条

(2) 男女平等推進審議会の設置及び運営

備 考:同条例第26条

(3) 不平等や差別に対する「苦情処理窓口」の設置(男女平等苦情処理委員制度)

任期:平成26年5月15日~平成27年5月14日

備 考:同条例24条、男女平等基本条例施行規則

(4) DV被害者に対する支援

緊急一時保護施設への補助、被害者の個人情報保護、各種啓発用資料の配付・情報 提供 ほか